

区域指定時に既に行われている工事の届出（法第21条第1項、第40条第1項）

1 届出の概要

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域内において既に行われている、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模以上の工事（注1）（注2）は、法第21条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、その指定があった日から21日以内（注3）に島根県知事へ届け出る必要があります。

注1：一定規模以上の工事とは、**2-1 届出が必要な工事の規模**（次ページ参照）が該当します。

注2：区域指定前に都市計画法第29条に基づく開発許可を得ている場合でも、届出の対象となります。

注3：指定があった日から21日以内とは、令和7年10月1日～令和7年10月22日までの期間を指します。

注4：宅地造成・特定盛土等とは、土地の形質変更（**盛土・切土**）のことを指します。

1-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事

【届出に必要な書類】（省令第52条第1項、第82条第1項）

No.	書類名	内容	様式
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書		省令別記様式第15

なお、工事の規模が**2-2 図面等の添付が必要な規模**（次ページ参照）を超える場合は、上記届出書に以下の図面等を添付してください。

【対象規模を超える場合に必要図面等】

No.	図面の種類	明示すべき事項等
1	位置図	・縮尺、方位、道路、目標となる地物
2	地形図	・縮尺、方位、土地の境界線 ※等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り防止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 ※植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
4	状況確認用の写真等	・盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類

1-2 土石の堆積に関する工事

【届出に必要な書類】（省令第52条第3項、第82条第2項）

No.	書類名	内容	様式
1	土石の堆積に関する工事の届出書		省令別記様式第16

なお、工事の規模が **2-2 図面等の添付が必要な規模** を超える場合は、上記届出書に以下の図面等を添付してください。

【対象規模を超える場合に必要図面等】

No.	図面の種類	明示すべき事項等
1	位置図	・縮尺、方位、道路、目標となる地物
2	地形図	・縮尺、方位、土地の境界線 ※等高線は、2mの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	・方位、土地の境界線、勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容
4	状況確認用の写真等	・土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類

2 対象規模

2-1 届出が必要な工事の規模

行為	対象規模
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	① 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ② 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、盛土と切土を合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④ ①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（盛土又は切土をする標高差が1mを超えるもの）
土石の堆積に関する工事	① 高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの（土石の堆積をする標高差が1mを超えるもの）

2-2 図面等の添付が必要な規模

行為	対象規模
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	① 盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ② 切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、盛土と切土を合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの ④ ①、③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの
土石の堆積に関する工事	① 高さが5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの

3 提出部数

提出部数は、1部です。

4 書類提出先

書類提出先は、以下のとおりです。メールまたは郵送のほか、しまね電子申請サービスで受け付けます。

○島根県 土木部 都市計画課 盛土規制スタッフ
<連絡先>
〒690-8501
松江市殿町1番地（島根県庁南庁舎4階）
電話番号：0852-22-6533
F A X：0852-22-6004
メールアドレス：toshikei@pref.shimane.lg.jp

5 届出の公表（法第21条第2項、第40条第2項）

届出受理後、下記の内容について、島根県ホームページ公表するとともに、関係市町村への通知をすることとなります。

公表事項
工事主の氏名又は名称
工事が施工される所在地
工事が施工される土地の位置図
工事の届出年月日
工事施行者の氏名又は名称
工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量